

神崎町・大河内町合併協議会設置に関する協議書

神崎町と大河内町（以下「両町」という。）は、神崎町・大河内町合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、両町の議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、平成16年2月4日付で同規約を施行し協議会を置く。

この協議会設置に関する協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年2月3日

神崎郡神崎町中村119番地の1

神崎町長 足立理秋

神崎郡大河内町寺前64番地

大河内町長 上野英一

神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書

神崎町と大河内町（以下「両町」という。）は、神崎町・大河内町合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条第2項、第10条第2項、第7条第1項、第8条第2項、第14条第2項、第15条第1項及び第17条第1項に規定する内容については、次のとおりとする。

（会長及び副会長）

第1条 規約第6条第2項に規定する協議会の会長及び副会長は、別表1のとおりとする。

（議長及び副議長）

第2条 規約第10条第2項に規定する協議会の議長及び副議長は、別表2のとおりとする。

（委員）

第3条 規約第7条第1項第2号に規定する両町の議会が選出する議員は、別表3のとおりとする。

2 規約第7条第1項第3号に規定する学識経験を有する者は、別表4のとおりとする。

（顧問）

第4条 規約第8条第2項に規定する顧問は、別表5のとおりとする。

（事務局）

第5条 事務局の組織は、別表6のとおりとする。

2 規約第14条第2項に規定する協議会の事務に従事する職員の定数は10名以内（臨時・嘱託職員を除く。）とし、別表7のとおりとする。

3 事務局の設置期日は、平成16年2月4日とし、職員への事務従事命令も同日付とする。

4 両町は、協議会事務の円滑な運営に資するため、県知事に対し、事務に従事する職員の派遣を要請する。

5 協議会の会長は、必要に応じて臨時・嘱託職員を置くことができる。

（経費）

第6条 規約第15条第1項に規定する協議会に要する経費は、両町の負担とし、その割合は均等とする。

2 毎年度の負担金の額は、その都度協議を行う。

(監査委員)

第7条 規約第17条第1項に規定する監査委員は、別表8のとおりとする。

(規約の施行)

第8条 規約附則第1項に規定する規約の施行日は、平成16年2月4日とする。

(内容変更)

第9条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わす。

(定めのない事項)

第10条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、両町の長が協議して定める。

(協議の失効)

第11条 この協議は、協議会が解散したときにその効力を失う。

この協議会の成立を証するため、本書2通を作成し、両町の長が記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成年16年2月3日

神崎郡神崎町中村119番地の1

神崎町長 足立理秋

神崎郡大河内町寺前64番地

大河内町長 上野英一

別表1（第1条関係）

区 分	氏 名
会 長	足 立 理 秋（神 崎 町 長）
副 会 長	上 野 英 一（大河内町長）

別表2（第2条関係）

区 分	氏 名
議 長	小 寺 義 裕（大河内町議会議長）
副 議 長	多 田 昌 （神 崎 町 議 会 議 長）

別表3（第3条関係）

区 分	氏 名	備 考
両町の議会が選出 する議員	神 崎 町 中 塚 義 之	
	奥 野 恒 夫	
	大 河 内 町 立 石 富 章	
	高 内 直 喜	

別表4（第3条関係）

区 分	氏 名	備 考
両町の長が協議 して定めた学識 経験のある者	神 崎 町 高 橋 勝 洋	
	竹 國 洋 子	
	中 山 祐美子	
	井 上 秀 男	
	廣 野 正	
	足 立 高 正	
	堀 口 勝 久	
	尾 上 徳 美	
	藤 原 鉄 也	
	松 原 博 興	
	大 河 内 町 岩 本 精 介	
	正 城 眞佐子	
	上 垣 博	
	藤 原 昇	
	松 山 陽 子	
	藤 原 安 晴	
	日 和 貞 憲	
	生 田 良 昭	
	藤 原 博 一	
	立 岩 三代子	

別表5（第4条関係）

区 分	氏 名
顧 問	馬 場 英 司 （兵庫県中播磨県民局長）
	前 川 清 寿 （兵庫県議会議員）